



本市選舉管理委員会委員長
長林正之氏が自治大臣表彰
を受けられました。
これは、今年6月に実施
された参議院議員通常選挙
で、事務処理が適切・正確、
迅速であり、一致協力して
された参議院議員通常選挙
に向日町振興局で開かれた
乙訓選舉管理委員会協議会
の席上で行われ、内
田正造振興局長から表彰状
と記念品が贈られました。
林氏は、昭和51年に市選
挙管理委員（委員長職務代
理）就任、56年より委員長
を務めています。

林正之氏（市選管 委員長） 自治大臣表彰を受賞

建設進む市立図書館

府立埋蔵文化財調査センター



市立図書館と府立埋蔵文化財調査セ
ンターおよび展示部門（仮称・文化資
料館）は、来春3月の完成をめざし、
寺戸町南境内地内に着々と建設工事が
進められています。

図書館は、市民が教養を高め豊かな
生活を送るために、また明日の社会を
担う子ども達の知的成長をはぐくむた
めに、書籍やその他の資料を気軽に利
用できる施設です。

また、仮称・文化資料館は図書館と
棟続きで建設されますが、完成後は市
が管理運営し、長岡京跡に関連した資
料を中心として展示されます。

ともに市の文化施設の中心として、
来年の11月にオープンする予定です。

進む下水道事業

市では、昭和63年京都国
体の成功と、広く市民のみ
なさんによるスポーツを普及し
健康の増進と体力の向上を
はかるために、西ノ岡トリ
ムコースにおいて、市民ジ
ョギング大会を開催します
この大会は、「はばたく
京都のスポーツ推進大会」
として、府内いっせいに
各市町村で行われるもので
す。

また、当日前には市役所前
で、国体啓発塔の除幕式を行
います。
どうぞお気軽にご参加くだ
さい。

▼日時 11月20日（日）
午前10時30分……国体啓
発塔除幕式
午前11時……市民ジ
ョギング大会
▼場所 市役所玄関前に集
合してください。

※参加者は記念日を進呈
します。

本市においては、私有地
道路でも公共の用に供する
と認められる場合には、固
定資産税を課税してしませ
ん。そのためには、次のす
べてに該当することが必要
です。該当すると思われる
人は、公共用道路非課税申
請をしてください。

1 所有者がなんら制約を
設けず、ひろく不特定多
数の人利用されている
状況にあること

2 道路の両端が公道に接
続していること
3 道路幅がおおむね1.
8メートル以上であるこ
と
4 道路部分の地積が所有
者ごとに明瞭であるこ
と（道路部分の地積が明
らかとなる面等が必要
です）

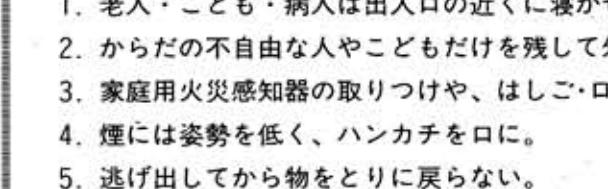
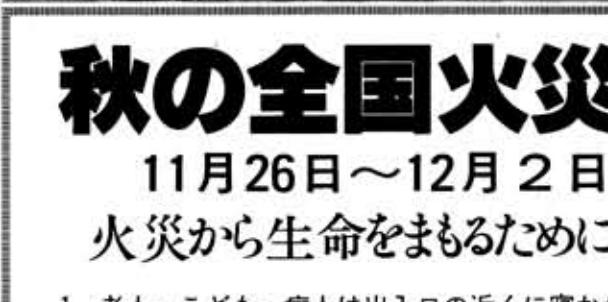
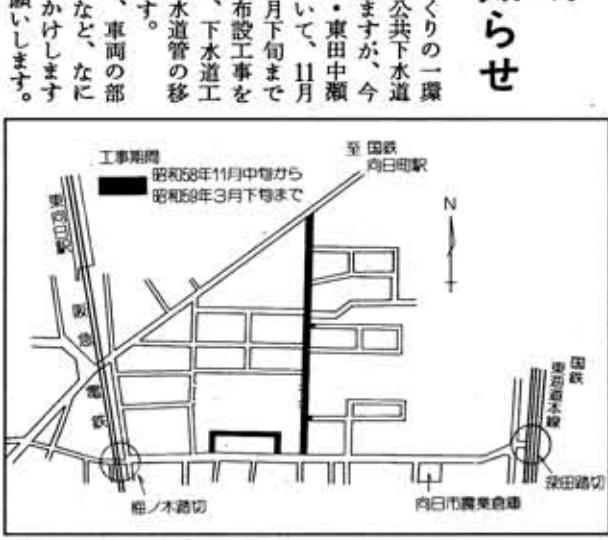
詳細は、市税務課固定資
産税係へご相談ください。
市税務課は、市税務課固定資
産税係へご相談ください。

市税務課は、市税務課固定資
産税係へご相談ください。

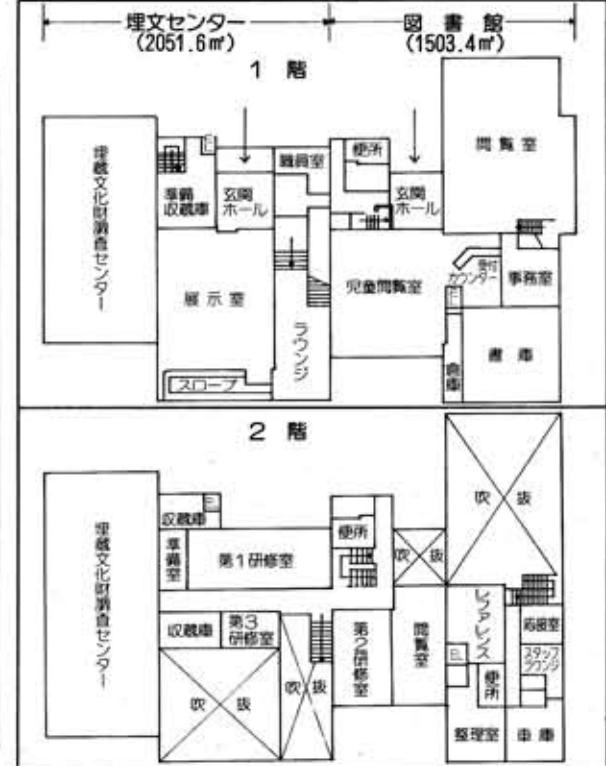
市税務課は、市税務課固定資
産税係へご相談ください。
市税務課は、市税務課固定資
産税係へご相談ください。

- 老人・こども・病人は出入口の近くに寝かせる。
- からだの不自由な人やこどもだけを残して外出しない。
- 家庭用火災感知器の取りつけや、はしご・ロープを準備する。
- 煙には姿勢を低く、ハンカチを口に。
- 逃げ出してから物をとりに戻らない。

交通規制の お知らせ



「はばたく京都のスポーツ推進大会」 ジョギングを楽しもう！



市政全般・困りごとなどの相談受付

- ◆窓口市民相談 市政全般についての要望、苦情、また市民の困りごとなどを受けています。
- 直接、市役所においていただ
か、電話や手紙でも結構です。
- ◆相談日 毎月第3土曜日 午前10時～正午
- ◆場所 市民相談室
- ◆窓口市民相談 市政全般についての要望、苦情、また市民の困りごとなどを受けています。
- ◆相談日 每週火曜日 午後1時～4時
- ◆場所 市民相談室
- ◆無料法律相談（予約制） 離婚や借地借家のトラブルなどで、法律的な知識を必要とする相談に、弁護士が応じます。
- ◆家庭児童相談室 父母のお子さんに関する悩みごと相談について家庭相談員が応じます。
- ◆困りごと相談 国や府または市
の行う仕事に対し、納得がいか
ないことやわかりにくいことがあ
ればご利用ください。国から委嘱
された行政相談委員が相談に応じ
ます。
- ◆家庭児童相談室 父母のお子さ
んに関する悩みごと相談について
家庭相談員が応じます。
- ◆相談日 月曜日～金曜日 午前
10時～午後4時
- ◆場所 家庭児童相談室（市役所
新館一階 電933-11199）
- ◆困りごと相談 市役所にての要
望、苦情、また市民の困りごとを
受けます。
- ◆場所 市民相談室（受付は秘書
広報課）
- ◆相談日 每月第3土曜日 午前
10時～正午
- ◆場所 市民相談室
- ◆消費生活相談 市民の消費生活
を擁護するため、消費生活に関する
苦情処理のあっせんを相談員が行
っています。
- ◆相談日 每月第2・第4火曜日 午前
10時～午後3時
- ◆場所 市民会館

秋の全国火災予防運動

11月26日～12月2日

火災から生命をまもるために

- 老人・こども・病人は出入口の近くに寝かせる。
- からだの不自由な人やこどもだけを残して外出しない。
- 家庭用火災感知器の取りつけや、はしご・ロープを準備する。
- 煙には姿勢を低く、ハンカチを口に。
- 逃げ出してから物をとりに戻らない。



点検は防火の はじまり、しめくくり

防火映画会・消火実験会・消防署見学会を希望される自治会・町内会がありましたら、消防本部までお申し込み下さい。

☎934-0119 予防課まで

向日市消防本部 消防団